

送 達 嘱 託 書

在カンボジア王国日本国大使 殿

平成26年1月30日

東京地方裁判所民事第16部

裁判長 土 田 昭



住所 東京都 [REDACTED]

原告 [REDACTED]

ほか

住所 カンボジア王国プノンペン市

モニヴォン通り445番地プノンペン
タワー4階

AAP INTERNATIONAL (CAMBOJIA)

CO., LTD

被告 今 野 郁 男

上記の当事者間の平成25年(ワ)第28721号事件について、下記のとおり文書を送達(就業場所)されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名 今 野 郁 男

Ikuo Konno

国籍 日本国

住所(就業場所)

AAP INTERNATIONAL (CAMBOJIA) CO., LTD

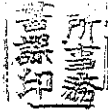
Phnom Penh Tower Building,
4th Floor, # 445, MONIVONG Blvd.
Phnom Penh Kingdom of Cambodia

2 送達すべき文書

- (1) 訴状副本
- (2) 口頭弁論期日（平成26年10月10日午前10時，平成26年11月14日午前10時，平成26年12月12日午前10時）の呼出状及び答弁書
催告状
- (3) 訴訟救助に関する決定謄本（平成25年11月19日付）

3 受送達者は，日本語を解する。

以 上



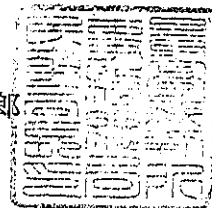
最高裁民二第2072号

(訟ろ-15-B)

平成26年 ㄨ 月 ㄨㄨ 日

東京地方裁判所長 殿

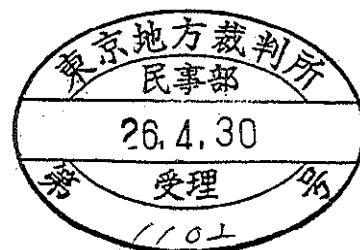
最高裁判所事務総局民事局長 永野厚郎



訴訟書類の送達の結果について

(2月4日付け民第241号に対する通知)

貴庁平成25年(ㄨ)第28721号に関する嘱託書については、別添の送達に関する証明書のとおりで。



送 達 報 告 書	
事件の表示	※ 東京地方裁判所民事第16部 平成25年(ワ)第28721号
送達書類	1 訴状副本 2 口頭弁論期日(平成26年10月10日午前10時,平成26年11月14日午前10時,平成26年12月12日午前10時)の呼出状及び答弁書催告状 3 訴訟救助に関する決定謄本(平成25年11月19日付)
受送達者の氏名	※ 今野 郁 男
<input type="checkbox"/> 前記の書類は,次のとおり送達した。	
書類受領者の署名又は押印	
書類受領者の氏名及び受送達者との関係	氏 名 () 関 係 ()
送達日時	平成 年 月 日 時 分
送達の方法	<input type="checkbox"/> 書留郵便送達 <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類	<input type="checkbox"/> 書留郵便配達証明書 <input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input checked="" type="checkbox"/> 前記の書類は,次の理由により送達することができなかった。	
理 由	<input type="checkbox"/> あて所に尋ねあたらない <input type="checkbox"/> 転居先不明 <input type="checkbox"/> 住所表示不完全 <input type="checkbox"/> 留置期間経過 <input checked="" type="checkbox"/> 受領拒否 <input type="checkbox"/> その他 ()
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 前記の送達書類 <input type="checkbox"/> 返戻された封筒 <input type="checkbox"/> その他 ()
在外公館長の資格及び署名押印	在カンボジア 隈 丸 大 使

(注意)

- のある事項については,該当事項にレを付し,「その他」の場合には,括弧内に具体的な事由を記載する。
- 郵便送達の方法によつたために直接書類受領者の署名又は押印を得られない場合には,書類受領者の受領証,配達証明書等を添付する等の方法により本人に送達された旨を明らかにする。
- 受送達者本人以外の者が本人に代わつて受領した場合は,その氏名及び受送達者本人との関係(使用人,従業者,同居人等)を明らかにする。

(備考)

※を付した箇所は,囑託する裁判所において記載する。

手

領政第 3665 号

平成26年3月25日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

外務省領事局長

訴訟関係書類の送達囑託について (領事送達)

在カンボジア大使から下記受送達者に対する送達 (平成26年2月12日貴信
最高裁民事二第883号) が実施されなかった旨報告がありました。

については、送達報告書 (配達証明書及び関係書類等添付) を別添のとおり送
付しますので、しかるべくお取り計らい下さい。

記

今野 郁男 (Konno Ikuo)

付属添付